

—— 特集 ——

民事訴訟手続における近時の諸課題

最終準備書面の在り方について

弁護士
濱口博史 Hirofumi Hamaguchi

I はじめに

訴訟代理人の訴訟活動は、当事者の権利義務が可能な範囲で十分保護された内容の判決（得べき判決）を得ることを目的として行われる¹。

具体的には、現在の民事訴訟法及びその実務慣行は、充実した争点整理を行い、その結果得られた争点に対して集中した尋問を行い、判決は、その争点に対する判断を中心としてなされるものであるから、訴訟代理人としては、争点整理と尋問を当事者の目から適切に行い、手続の諸段階（序盤、中盤、終盤の争点整理、尋問後の段階）において、判決のための訴訟資料、証拠資料及びその他の資料を適切に裁判所に提出することが職責となる。

この場合の訴訟資料は主として準備書面に記載され陳述がなされることにより裁判所に提出されるものであるが、上記の観点に即して言え

ば、準備書面においては、内容が適切であることは当然として、手続構造的にも適切なものである必要がある²。

本稿は、かかる観点から、準備書面のうちの最終準備書面についてその在り方を問題とするものである³。

II 最終準備書面と他の準備書面の相違

最終準備書面とは、民事訴訟の各審級の最終段階（争点整理が終結した後、特に尋問が行われた後）において、当事者が最終のものと意図して提出する準備書面⁴である。これに対し、他の準備書面は争点整理終結の段階までに作成・提出・陳述される。

最終的には陳述の準備のために作成・提出され、期日に陳述⁵されることを予定していることにおいて両者共通する。

しかし一方、争点整理の段階での準備書面の

1 和解もここに含まれる（家原尚秀「民事判決書の在り方についての一考察」東京大学法科大学院ローレビュー 10巻（2015年）63頁参照）。

2 本稿では、争点整理そのものについては、必要な範囲で述べる。文献としては近時のものでたとえば、廣瀬孝ほか「札幌地裁審理運営モデル」について」判タ1496号（2022年）55頁以下及び掲記の参考文献参照

3 本稿では、地裁一審通常事件を前提とする。

4 田中豊『法律文書作成の基本』（日本評論社、2011年）196頁、司法研修所編『8訂 民事弁護の手引（増訂版）』（日本弁護士連合会、2019年）135頁参照

5 ただし、最終準備書面では、陳述がされないことがある。